

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

運営規程・重要事項説明書
契約書

医療法人三水会 田尻病院

令和6年6月1日改定

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

1.

1) 事業者の概要

事業者の名称	医療法人三水会 田尻病院
事業者の所在地	岡山県美作市明見 550 番地の 1
介護保険事業者番号	3313710117
法人種別	医療法人
代表者名	窪田 淳一
電話番号	0868-72-0380 FAX : 0868-72-4406

2) 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

医療法人三水会田尻病院が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業の適切な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定め、施設の理学療法士その他の従業者が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の必要を認めた者に対して、適正な指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法士、作業療法士その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図る。また、事業の実施に当っては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3) 事業所の職員体制

医師（管理者を兼務）	1 名
理学療法士等	1 名以上

4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（ただし、12月30日～1月3日と国民の祝日を除く）
営業時間	8時30分～17時00分

5) 実施地域

美作市（旧東粟倉村・大原町を除く）、勝央町

6)サービス内容

- ①訪問リハビリテーション計画の立案
- ②日常生活動作訓練及び機能訓練（リハビリテーション）
- ③住環境整備等についての助言
- ④福祉用具使用等についての助言
- ⑤相談助言サービス
- ⑥その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

7)緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8)その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

2.

1) 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

2) 訪問リハビリテーションの概要

訪問リハビリテーションは、要介護者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、医学管理のもとにおける機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3) ①利用料金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1回20分の自己負担分です。負担割合1割の場合。2割の場合は下記の金額の2倍、3割の場合は3倍になります。）

サービス名称	単位数
訪問リハビリテーション費（要介護）	308単位／20分（利用回数分）
介護予防訪問リハビリテーション費（要支援）	298単位／20分（利用回数分）
訪問リハビリテーションマネジメント加算イ （医師が利用者に説明し同意を得た場合）	180単位／（1月／1回） 270単位（上記に加えて）
訪問サービス提供体制加算Ⅰ	6単位／（利用回数分）
短期集中リハビリテーション実施加算	1日200単位
12ヶ月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算	-5単位／回数減算
当院の医師が診察しない場合の減算	-50単位／回数減算

サービス名称	サービス内容説明
訪問リハビリテーションマネジメント加算イ	定期的なリハビリテーション会議開催を行い、自立支援や重度化防止を図る。
訪問サービス提供体制加算Ⅰ	当事業所に3年以上業務に携わったものがいる場合に算定する。
短期集中リハビリテーション実施加算	退所、退院日、初回認定日から3か月以内の期間に実施した場合に算定する。
12ヶ月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算	利用開始日から12か月を超え診察した場合に減算を行う。
当院の医師が診察しない場合の減算	事業所の医師が診療せず、事業所外の医師が診療を行った場合減算を行う。

②その他の料金

- ・通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmにつき20円で計算した額。

③支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振り込み、郵便振り込み、中国銀行口座自動引き落としの方法があります。訪問リハビリテーション契約時にお選びください。

現金払い・・・田尻病院会計窓口にてお支払いください
又は訪問時に集金致します

金融機関での振り込み（手数料は利用者負担になります）

①振込先 中国銀行

振込先 中国銀行 林野支店

普通口座番号 800287

イリョウホウジンサンスイカイ タジリビョウイン リジチョウ クボタ ジュンイチ

医療法人三水会 田尻病院 理事長 窪田 淳一

②振込先 ゆうちょ銀行

口座番号 01300 3 94228

加入者名 医療法人三水会 田尻病院

附則

令和2年9月1日より施行する。

令和3年4月1日より一部条文の追加、及び変更、施行する。

- ・第1条（理学療法士人数の員数変更）
- ・第2条（サービス利用料金の変更）

令和6年6月1日より一部条文の追加、及び変更、施行する。

- ・第2条（サービス利用料金の変更）

個人情報利用同意書

私、及び私の家族は以下の条件に適合する場合には、
個人情報の共有あるいは提供に同意いたします。

1. 主治医

2. 契約を結んだ居宅支援事業所

(居宅支援事業所を変更された場合をさします。)

3. ご利用されている居宅サービス事業者

4. 以上の事業者と調整会議を行う際

5. ご本人が入院又入所される場合の入院（入所）先

6. 市町村への情報提供が必要な場合

7. 緊急時の対応に必要な医療機関

令和 年 月 日

利用者 住所_____

氏名_____

代理人 住所_____

氏名_____

続柄_____

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

重要事項説明書

（約款の目的）

第1条 医療法人三水会 田尻病院（以下、「当事業所」という。）は、要介護・要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したのち、平成28年3月1日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。また、利用者は、前項に定める事項の他、本約款等の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次にあげる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ⑤利用者又は身元引受人が、当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、事業所設備の故障その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 (1) 利用者及び身元引受人は、連携して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

(2) 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連携して、当事業所に対し、当合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

(3) 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 (1) 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

(2) 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第7条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人、若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介

② 居宅介護支援事業所等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のために必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 訪問リハビリテーションを利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、主治医への連絡を行います。また、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故の発生又はその再発を防止するため、当事業所は、事故発生時の対応、報告の方法等を記載した指針を整備します。

2 事故発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者、保険者の指定する行政機関及び利用者に係る居宅介護支援事業所に対して速やかに連絡し、再発を防止する体制を整備します。

3 訪問リハビリテーションサービスの提供を行っている時に利用者の容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(要望又は苦情等の申し出)

第 11 条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、下記相談担当窓口に申し出ることができ、又は、事業所に備付けの用紙、管理者宛ての文章で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

相談担当窓口：岡山県美作市明見 550 番地の 1

医療法人三水会 田尻病院

電話番号 (0868-72-0380)

担当 中島 けいこ (作業療法士)

2 相談担当窓口は、苦情の申し立てがあった場合、申出内容の把握を行い、苦情解決責任者へ報告します。

3 苦情解決責任者は、報告内容の事実確認を行い、苦情処理運営会議を開催します。

4 決定した内容、改善事項及び改善結果は苦情解決責任者又は相談担当窓口より、申出人に報告をします。

(賠償責任)

第 12 条 訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連携して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(第三者評価の有無)

実施なし

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて職員(氏名)から上記重要事項説明書を受け同意いたしました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

利用者_____（以下「甲」という。）と事業者 医療法人三水会 田尻病院（以下「乙」という。）とは、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供し、甲の心身の機能の維持回復を図ります。

2 乙は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和_____年_____月_____日から甲の要介護（支援）認定有効期間の終了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問リハビリテーションサービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

第4条 乙は、診療又は運動機能検査等の結果を基に、甲の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。

2 訪問リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。

(1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合

(2) 甲が訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 乙は、訪問リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

7 訪問リハビリテーションサービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する訪問リハビリテーションサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(訪問リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

第5条 乙は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づいて、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人(後見人がいない場合は、甲の家族)は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第6条 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のため訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問リハビリテーションサービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第9条 乙は、現に訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第10条 乙が提供する訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する訪問リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

5 乙は、甲が正当な理由もなく訪問リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

6 乙は、訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第11条 甲が正当な理由なく利用者負担金を2月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとし、

3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハビリテーションサービスの提供を拒むことはできません。

(秘密保持)

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第13条に基づき、甲が契約を解除したとき

四 第11条3項又は第14条に基づき、乙が契約を解除したとき

五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

六 甲が、死亡したとき

(損害賠償)

第16条 乙は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができません。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、岡山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者甲 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 (選任した場合) 住 所 _____

氏 名 _____

事業者乙 住 所 岡山県美作市明見550番地の1
事業者 (法人) 名 医療法人三水会
事業所名 医療法人三水会 田尻病院
(事業所番号) 331370117
代表者名 窪田 淳一